

「人材育成支援コース」を申請される事業主のみなさまへ

対象となる事業主の要件をご確認ください

令和5年4月より、『特定訓練コース』・『一般訓練コース』・『特別育成訓練コース』の3コースを統合し、『人材育成支援コース』が創設されました。当コースのうち、

人材育成訓練 ・ 認定実習併用職業訓練 を受給するためには、**下記の要件が必要**となります。

※特別育成訓練コース申請時には、不要となっていた要件ですので、特にご注意ください。

対象となる事業主の要件（「人材育成支援コースのご案内 詳細版」P17、P18 抜粋）	
1	「事業内職業能力開発計画」の策定・周知
2	「職業能力開発推進者」の選任
3	雇用する労働者に対して 定期的なキャリアコンサルティング を実施することについて、労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画で定めていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画のいずれかに、「定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保」について対象時期を明記して定めていることが必要です（「〇年ごと」「毎年〇月」「〇年ごとの〇月」等）。 職業訓練実施計画届の提出の際に、上記が確認できる書類をご提出ください。 ・キャリアコンサルティングを実施する者は国家資格を有しているキャリアコンサルタントに限りません（労務・人事担当部長などでも可）。また、キャリアコンサルティングについての経費は事業主が全額を負担する必要があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>就業規則での規定（例）</p> <p>（キャリアコンサルティングの機会の確保）</p> <p>〇条 会社は、労働者に対してキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。</p> <p>2 キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費は、会社が全額負担する。</p> </div> </div>

※上記1～3の要件の他にも、様々な要件を満たす必要がありますので、人材開発支援助成金（人材育成支援コースのご案内）詳細版をご確認ください。

令和5年度版パンフレット(人材育成支援コースのご案内)詳細版

検索

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001085508.pdf>



・事業内職業能力開発計画とは

自社の人材育成の基本的な方針などを記載する計画です。
（※裏面の記載例をご参考ください）

・職業能力開発推進者とは

社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソンです。

事業内職業能力開発計画

検索



詳しくは、厚生労働省 HP をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/jigyounaikaihatukeikaku.html

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索



問い合わせ先 東京労働局助成金事務センター

助成金第3係 人材育成支援コース担当

☎03-6894-7072

☎03-5332-6925

事業内職業能力開発計画（記載例）

令和〇年〇月作成
〇〇株式会社

1. 経営理念及び経営方針に関する事項

（経営理念）

＜例＞製品を通じて社会に必要とされる企業（法令遵守・品質経営・環境経営）であること。

（経営方針）

＜例＞よりよいものをお客様に提供する。

2. 職業に必要な基礎的な能力の開発及び向上を促進するための措置に関する事項並びに職業能力の開発及び向上を促進するための措置に関する事項

（人事育成の基本方針や目標）

＜例1＞自ら専門性を磨き、高い職務能力を持った人材を育成する。

＜例2＞品質向上のため、積極的に挑戦できる人材を育成する。

＜例3＞目標のため今何をすべきかを考え実践できる人材を育成する。

＜例4＞全社員に対して管理職等がキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。 (※) また、その際外部のキャリアコンサルティングを受ける場合は、必要な費用は会社が全額負担する。

3. その他の事項（任意）

（雇用管理方針など）

＜例1＞一人ひとりが、やりがいを持って職務に取り組めるよう、適正や要望を尊重して職務配置を行う。

＜例2＞職種や配置転換等を行う際は、必要な訓練を施すとともに転換後のフォローアップを行う。

＜例3＞訓練実施後の評価を行い、従業員の処遇改善に努める。

(※) 人材開発支援助成金「人材育成支援コース（人材育成訓練、認定実習併用職業訓練）」では、要件として例示のような記載が必要となります。